03．規約変更書附則の記載例

１．新規適用の場合

1. 強制適用の場合

　　この規約は、認可の日から施行し、令和〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

　 （年月日を記入）

1. 任意適用の場合

　　　この規約は、認可の日から施行する。

２．協会けんぽ（他組合）から編入の場合

　　　この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。

（年月日は空欄）

３．事業所削除の場合

1. 協会けんぽ（他組合）への移管による削除の場合

　　この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。

（年月日は空欄）

1. その他の削除の場合

　　事業所廃止による削除は、規約変更届を行う。

４．変更規定がいくつかある中の特定分について、認可日以前（認可日以後）の特定

の日から効力を発生させたい場合

この規約は、認可の日から施行する。ただし、第〇〇条の規定は令和〇○年○〇

月〇〇日から適用（施行）する。

５．付加給付の変更の場合（例　家族療養付加金）

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇日から施行する。ただし、施行日前の療養にかかる家族療養付加金の支給については、なお従前の例による。

６．事業運営基準の改正等、認可の日から施行する場合

　　　この規約は、認可の日から施行する。

７．議員・理事定数の変更の場合

この規約は、次期総選挙の日から施行する。

〔留意事項〕

１．附則は通常「附則」としてのみ表示し、施行期日のみ規定する場合で、経過規定等

を設ける必要のない場合は、「みだし書」及び「第１条」は省略すること。

２．規約変更の効力が認可日以降である場合は、「○○年○○月○○日から施行する。」協会けんぽ（他組合）からの事業所編入、削除の場合、年月日欄は空欄とする。これは認可庁で引継の可能となる日を判断し、指定するからである。

３．規約変更の効力の発生を認可日以前に遡及させる場合には、「認可の日から施行し、○○年○○月○○日から適用する。」とする。

４．施行日及び適用日は、いつからという規定の仕方をし、いつよりとは規定しない。

５．施行と適用の区分について、「施行」が法令の規定の効力を一般的に発動させることを意味する観念であるのに対し、「適用」は、一般的には施行された法令の規定を個別的に対象者に対して働かせることを意味する観念であるとされている。

また、一般的には組合員の権利義務に係る規約規定の設置及び改正については、少なくとも遡及して適用することは好ましくなく、むしろその附則においてある期間を経過した後における適用が妥当な取り扱いである。